

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会会議傍聴取扱要領

1 目的

この要領は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 市民への周知

審議会の開催に当たっては、尼崎市のホームページ上への掲載等の方法により市民へ周知する。

3 傍聴の手続等

- (1) 審議会の会議を傍聴しようとする者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会傍聴券交付申込書（別記様式。以下「傍聴券交付申込書」という。）を尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会会長（以下「会長」という。）に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券交付申込書の受付は、会議当日の開催時刻 10 分前から先着順により行う。ただし、開催時刻 10 分前の時点で、傍聴希望者の数が傍聴席の数を超えるときは、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定する。
- (3) 傍聴席の数は、10 席を限度として、審議会の会議の開催場所の規模等を勘案し、会長が決定する。
- (4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、当該係員の指示に従うものとする。
- (5) 前 4 号の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認める者は、審議会の会議を傍聴することができる。

4 写真及び動画の撮影並びに録音の原則禁止

傍聴人は、傍聴席において、写真及び動画を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

5 傍聴することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、審議会の会議を傍聴することができない。
 - ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - イ 酒気を帯びていると会長が認めた者
 - ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類の物を携帯している者
 - エ はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の物を着用し、又は携帯している者
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類の物を携帯している者
 - カ その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

- (2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持することができると会長が認めた場合はこの限りでない。

6 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
- ア みだりに傍聴席を離れないこと。
 - イ 議事に批評を加えないこと。
 - ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - エ 飲食をしないこと。
 - オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会長は、傍聴人が前号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。
- (3) 傍聴人は、審議会において公開しないこととされた案件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

付 則

- 1 この要領は、令和2年6月4日から実施する。
- 2 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例の規定に基づき会長が置かれるまでの間は、この要領中「会長」とあるものは「市長」と読み替えるものとする。

No. _____

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
傍聴券交付申込書

令和 年 月 日開催の尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の会議の傍聴を希望するため、傍聴券の交付を申し込みます。

なお、傍聴の際は、同審議会の会議傍聴取扱要領に定められている諸事項を遵守します。

令和 年 月 日

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会会長 様

申込者 住 所 _____

氏 名 _____

No. _____

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
傍 聴 券

令和 年 月 日開催の尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の会議の傍聴を認めます。

入場の際には、係員にこの傍聴券を提示し、指示に従ってください。

※ 受付印の無いものは無効です。